

受配者指定寄付金の承認申請にかかる提出書類の概要について

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920 - 8557 金沢市本多町 3 - 1 - 10

TEL076 - 208 - 5757 FAX076 - 222 - 8900

1 寄付者から提出いただく書類

- (1) 寄付申込書（様式1）
- (2) 寄付金返還承諾書（様式3-1）
- (3) 定款または寄付行為（写）
- (4) 役員名簿（写）
- (5) 寄付金の支出を決定した役員会議事録（写）
- (6) 決算書（写）
- (7) 『特別の関係』にある者の一覧……（受配者との間に特別の関係がある場合のみ）
- (8) その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

～留意事項～

- 1 添付書類は、正・副各1部ずつ作成し、本会へ提出下さい。（寄付者の控えは、別に作成して下さい。）
※寄付者と受配者間の関係により、県主務課の証明書が必要となる場合があります。
この場合は、添付書類を1部追加して提出していただきます。
- 2 （写）の書類には、原本証明を付して下さい。
- 3 寄付者が個人の場合、（1）寄付申込書（様式1）及び（2）寄付金返還承諾書（様式3-1）を提出して下さい。

2 受配者から提出いただく書類

- (1) 寄付金返還承諾書（様式3-2）
- (2) 定款（写）
- (3) 役員名簿（写）
- (4) 当該寄付金の受入を決定した理事会又は評議員会議事録（写）
- (5) 決算書（写）
- (6) 配分対象事業別必要書類（事業の内容により異なる）

① 建築事業の場合

- ア 建築にかかる事業計画書・資金計画書
- イ 指名参加者への入札通知書及び入札書（写）

- ウ 工事請負契約書（写）
- エ 図面（写）
- オ 設計管理契約書（写）
- カ 支払計画書（当事業に係る資金の入金・支出について、その時点での結果と予定を時系列順に全て記入するもの）
- キ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

② 土地造成事業の場合

- ア 土地造成にかかる事業計画書・資金計画書
- イ 土地造成に係る契約書（写）
- ウ 工事請負契約書（写）
- エ 図面（写）
- オ 設計管理契約書（写）
- カ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

③ 借入金償還事業の場合

- ア 借入にかかる事業計画書・資金計画書
- イ 貸借契約書（写）
- ウ 償還年次表（写）……（償還に寄附金をあてる回数にラインをひくこと）
- エ 約束手形（写）……（市中銀行から短期借入した場合）
- オ 利子補給等公費補助金通知書（写）……（公費による利子補給等がある場合）
- カ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

④ 備品購入事業の場合

- ア 備品購入にかかる事業計画書・資金計画書
- イ 契約手続に係る理事会又は評議員会議事録（写）
- ウ 指名参加業者への入札通知書及び入札書、入札結果調書等入札関係書類（写）
- エ 見積り合せを行った複数業者による見積書（写）……（随意契約の場合）
- オ 売買誓約書（写）
- カ カタログ等
- キ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

⑤ 土地購入事業の場合

- ア 土地の利用にかかる事業計画書・資金計画
- イ 登記簿謄本（写）
- ウ 土地鑑定評価書（写）
- エ 売買契約書（写）
- オ 国庫補助金等内示書（写）
- オ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

⑥ 土地の現物寄付の場合

- ア 土地の利用にかかる事業計画書・資金計画

- イ 登記簿謄本（写）
- ウ 土地鑑定評価書（写）
- エ 売買契約書（写）
- オ 国庫補助金等内示書（写）
- カ その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

(7) 『特別の関係』がある場合の書類（下記説明参照）

<身分関係>

①報酬の受給がある場合

- ア 給与規定・俸給表……（俸給表内に、報酬の受給がある者の号級にラインをひくこと）
- イ 報酬の受給がある者の源泉徴収票

②報酬の受給がない場合

- ア 誓約書〔報酬の状況〕（様式6-1）

③施設の利用がある場合

- ア 利用の状況に係る報告書
- イ 管理規定（法人の施設・備品等のしように係るもの）

④施設の利用がない場合

- ア 誓約書〔受配施設の利用状況〕（様式6-2）

<契約関係>

必要書類

(8) その他必要書類（本会から必要に応じて依頼）

～留意事項～

1 添付書類は、正・副各1部ずつ作成し、本会へ提出下さい。（寄付者の控えは、別に作成して下さい。）

※寄付者と受配者間の関係により、県主務課の証明書が必要となる場合があります。この場合は、添付書類を1部追加して提出していただきます。

2 （写）の書類には、原本証明を付して下さい。

3 契約書は、収入印紙が貼付されていることが必要です。

【重要】

1 受配者指定寄付金については、受配者は寄付者から直接寄付を受けることはできません。

2 寄付申込書のあて先は、『石川県共同募金会長』になります。

3 所定の審査により、当該寄付金が受配者指定寄付金として承認された後、本会が寄付金を受け入れ、本会から指定寄付先へ『配分』することになります。

3 寄付者と受配者との『特別の関係』について

- (1) **身分関係**：寄付者（法人である場合はその役員をいう）またはその親族（※）が、受配者の役員または職員であるという関係（次の（2）に該当する場合は除く）
報酬の受給の有無は問わない
※親族＝6親等内の血族、配偶者及び3親等内の親族（民法725条）
- (2) **契約関係**：当該年度に、寄付者が受配者との間において、建設請負、物品購入、物品貸付または業務委託にかかる契約を締結している関係
文書による契約を締結していない場合であっても、取り引き関係がある場合は、この関係に該当する。
- (3) 下記の場合は、県（市）より証明書を発行してもらう必要がある。
 - ① 身分関係で、報酬の受給や施設の利用がある場合（様式5-1、5-2）
 - ② 契約関係がある場合（様式7、8）

※寄付者と受配者の間に特別の関係がある場合には、その内容に応じた審査、書類の提出等が必要

4 公表について

共同募金会は、毎会計年度終了後、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄付金について、寄付者及び受配者の氏名ならびに配分額を公表します。

5 その他

- (1) 審査にあたっては、寄付額が100万円を超える場合、石川県共同募金会において審査した後、中央共同募金会の審査（財務省との協議を含む）を受けることになります。100万円以下の場合は、石川県共同募金会において審査いたします。
- (2) 本会規程『税制上の優遇措置を希望する共同募金以外の寄付金取扱要領』（別紙）に基づき、受配者指定寄付金の審査にあたり、審査事務費等負担金をいただきますので、この点もご留意下さい。